

令和5年度文京区立幼稚園における預かり保育について

区立幼稚園における預かり保育は、多様な幼児教育の需要に対応することを主な目的として、全園で実施しています。

1 対象

預かり保育を利用することができるのは、園の教育課程（9時から14時まで）以外の間も保育を必要とする、各区立幼稚園に在園する幼児となります。

○月を単位とした利用の要件（以下、【登録利用】という。）

- (1) 保護者が月48時間以上就労している
- (2) 保護者が同居の親族（長期入院している親族を含む）を月48時間以上看護又は介護している
- (3) 保護者が病気療養中又は心身に障害を有している
- (4) 保護者が産前産後の休養中である
（出産予定日の属する月の2月前～出産日から起算して57日目が属する月の末日まで）
- (5) 保護者が学校教育法に規定された学校等に在学し、月48時間以上就学をしている
- (6) そのほか、教育委員会が特に理由があると認めたもの

※(1)(2)(5)の要件については土曜日及び日曜日以外の日に該当するものに限る。

○日を単位とした利用の要件（以下【一時利用】という。）

就労等の有無に関わらず対象となります。

ただし、長期休業中の【一時利用】は緊急（急病、冠婚葬祭）等の場合に限ります。

2 実施日及び実施時間

○実施日

祝休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び幼稚園休業日を除いた月曜日から金曜日までの開園日のうち、保護者が保育できない日および時間

※【登録利用】の方で上記の要件を理由に保育ができない日以外は、原則として登録利用はできません。

○実施時間

午前8時から9時まで及び教育課程終了後から午後6時まで

※夏休み等の長期休業中については、午前8時から午後6時までのうち、保護者の要件に沿った時間を園で決定します。

※【登録利用】をされている方が、お子さんの疾病等のため一時的に【登録利用】を受けることができなくなった時は、申請をすることにより、年度内合計2か月を限度として【登録利用】を停止することができます。申請をする場合は、事前に園へご相談ください。

3 実施定員

【登録利用】 各園25人

※園の状況により、定員を変更する場合があります。

【一時利用】 各園1日10人まで（利用回数に制限を設けることがあります）

※【登録利用】が定員に満たない日は、10人に加えて一時利用分として利用可能です。

4 費用

【登録利用】月額 8,900円

【一時利用】日額 450円（利用料金は、利用月の翌月に口座振替でお支払いただきます）

※「保育の必要性」の認定を受けた方は【登録利用】【一時利用】の費用負担はありません。

※認定は遡及適用できません。認定を受けた期間のみ預かり保育料が無償化となります。

※詳細は別紙「保育の必要性の認定手続きについてのご案内」をご確認ください。

5 申請方法

○4月から新たに【登録利用】を利用される方

希望される方は以下の書類をご提出ください。

- ①預かり保育登録利用許可申請書
- ②子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
- ③要件ごとに必要な証明書類（世帯の保護者全員分の証明書類を提出してください）

【受付日時】

令和4年11月11日（金）から令和4年11月25日（金）まで

平日の9時30分から18時

【場所】

各園へ直接提出または4月のみ郵送申請を受け付けます。

（郵送の場合は各園あてに11月25日（金）必着となりますのでご注意ください）

各園のポストへの直接投函は受け付けません。郵送以外の場合は各園へ直接ご提出ください。

○【登録利用】を現在利用されている方

現在【登録利用】を利用されている方で、継続して翌年度も【登録利用】を希望する場合、再申込みは不要です。別途ご案内する現況届をご提出いただきます。

継続を希望しない場合は、「預かり保育登録利用辞退届」を令和4年11月25日（金）までに園へ提出してください。

登録利用の要件には該当するが、就労状況や要件に係わる拘束時間などが変わった場合は、新しい内容を記載した「預かり保育登録利用許可申請書」と、変更後の内容が記載された要件ごとの必要書類を園へ提出してください。就労等の状況が変わって、【登録利用】の対象でなくなった場合は、「預かり保育登録利用辞退届」を令和4年11月25日（金）までに園へ提出してください。

○5月以降に利用を希望する場合

利用開始を希望する月の前月の1日から20日（20日が休園日の場合は、その直前の開園日）までに園へ以下の書類を直接ご提出ください。※郵送申請は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

- ①預かり保育登録利用許可申請書
- ②子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
- ③要件ごとに必要な証明書類（世帯の保護者全員分の証明書類を提出してください）

○要件ごとに必要な証明書類

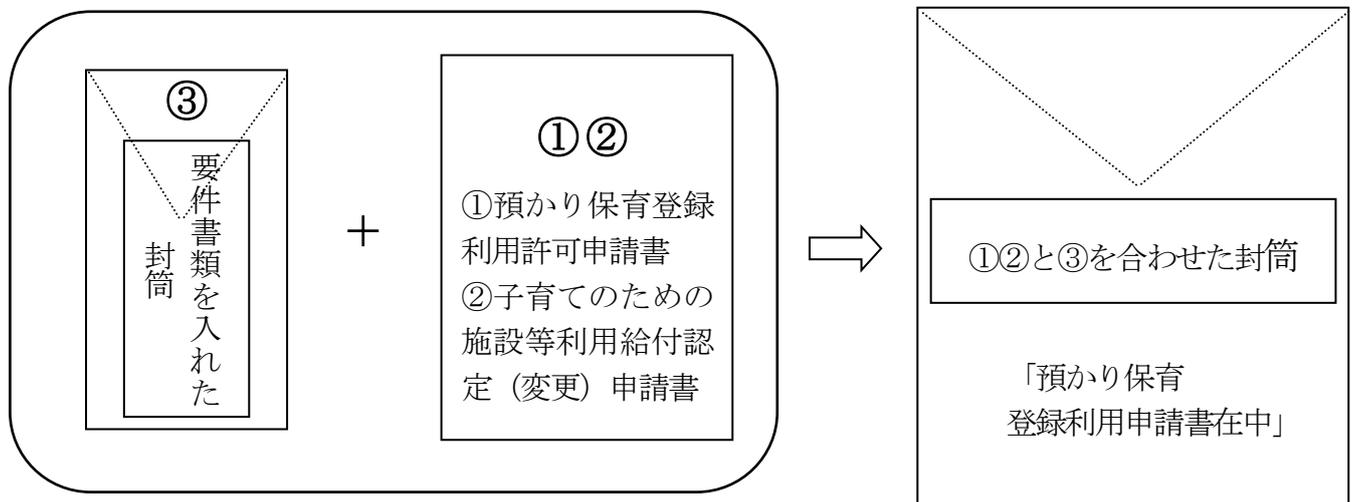
登録利用の要件		証明書類
就 労	保護者が月 48 時間以上の就労に従事することを常態としていること	①*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 ②営業許可証、開業届等のコピー等（自営業の方のみ）
看 護 介 護	同居の親族（長期入院している親族を含む）を月 48 時間以上看護又は介護していること	①*看護・介護状況申告書 ②看護又は介護を受ける人の診断書・障害者手帳・被保険者証・ケアプラン等
疾 病	疾病にかかり、もしくは負傷し、病気療養中であること又は心身に障害を有している	*診断書
障 害	産前産後の休養中であること （「出産月の前 2 カ月」～「出産日から起算して 57 日が経過する月の末日まで」）	母子健康手帳の表紙及び 出産予定日の分かるページのコピー
産前産後の休養	保護者が学校教育法に規定された学校等に在学し、月 48 時間以上の就学していること	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム又は時間割のコピー
就 学		

「*」の印がついた書類が、文京区所定の様式です。書類は、各幼稚園に用意してあります。合わせて区ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

*郵送で申請する場合は、③の要件に該当する証明書類を入れた封筒と①②を合わせて別の封筒に入れて園に郵送してください。なお、提出する日から遡って3か月以内に発行した③を認可保育所の申込み等で提出済みの場合、③は不要です。①の余白にその旨をご記入ください。

この状態で
ご提出ください。

【郵送申請する場合の封入方法】



【一時利用】

事前登録などは不要です。原則、利用する日の前月 1 日から 22 日（22 日が休日の場合は、22 日より前の開園日）までに、園に預かり保育一時利用許可申請書をご提出ください。新規入園者の【一時利用】は5月以降ご利用いただけます。詳しくは、各幼稚園へご確認ください。

6 4月からの【登録利用】新規利用者の決定方法

○【登録利用】新規利用者決定方法

希望する者が定員を超えた場合、以下の優先順位に基づき利用予定者を決定し、同じ優先順位の人で定員を超えた場合は抽選を行います。

①	現在在園している【登録利用】の利用者が、翌年度も登録利用条件に該当し継続を希望する
②	在園しているきょうだいが①に該当し、その園児のきょうだいが【登録利用】を希望する
③	すでに在園している者が、翌年度新たに【登録利用】を希望する
④	就労要件で利用を希望する
⑤	看護・介護又は疾病・障害要件で利用を希望する
⑥	産前産後の休養要件で利用を希望する
⑦	その他（就学要件で利用を希望する場合を含む）

※育児休業中に就労要件で【登録利用】の利用が決定した場合、当初希望した【登録利用】開始月中に育児休業から復帰してください。復帰できない場合、【登録利用】資格が失われます。

※教育委員会が特に預かり保育の必要があると認めた場合は、【登録利用】を許可することがあります。

○【登録利用】を希望する者が定員を超えた場合の抽選日時等

【日時】

令和4年12月2日（金） 10時30分～

【場所】

文京区民センター3A会議室（文京区本郷4-15-14）

※抽選実施の有無については、申請締め切り後、11月28日（月）に文京区ホームページにてお知らせいたします。併せて、抽選対象となった方には通知を郵送いたします。

※お仕事等の都合で抽選日当日に代理を含めて出席できない方は、結果について令和4年12月16日（金）17:00までに園へ必ずご確認ください。（抽選に外れた方へは、補欠登録のお手続きについてお知らせいたします。必ずご連絡ください。）なお、園からの連絡はありませんのでご了承ください。連絡のない方は「預かり保育【登録利用】」がご利用できなくなる場合があります。

※登録利用の許可通知は令和4年12月9日（金）に幼児保育課から保護者宛に郵送にて通知します。特別支援教育相談（就園相談）を受けているお子さんの預かり保育を希望される方は、相談結果が分かり次第、通知します。

※令和4年12月から【登録利用】を開始する場合は、令和5年4月からの【登録利用】を継続希望として取り扱い、優先して利用を許可します。（12月から【登録利用】の申請をする場合は、11月18日（金）締め切りとなりますのでご注意ください。）

—問い合わせ先— 文京区子ども家庭部幼児保育課入園相談係 TEL 5803-1190（直通）